

立川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）の公布による。

立川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

立川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和6年立川市条例第13号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>（目的） 第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）<u>第16条第1項</u>の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、市民等の利便性の向上並びに行政事務の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上を図ることを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）<u>第13条第1項</u>の規定の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、市民等の利便性の向上並びに行政事務の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上を図ることを目的とする。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。